

令和4年度 静岡労働局 労働行政運営方針



富士山反射炉と富士山

(写真提供:静岡県観光協会)

令和4年度静岡労働局の最重点施策	P 1
雇用維持・労働移動等に向けた支援等及びデジタル化への対応	P 2
多様な人材の活躍促進	P 3
誰もが働きやすい職場づくりと安全で健康な職場づくり	P 7
女性活躍・総合的なハラスメント対策の推進	P1 0
労働保険適用徴収業務の適正な運営	P1 2

令和4年度 静岡労働局の最重点施策

1 雇用維持・労働移動等に向けた支援やデジタル化への対応、多様な人材の活躍促進

雇用調整助成金等を活用し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主の休業や教育訓練による雇用維持の取組みを支援するとともに、産業雇用安定助成金により一時的な在籍型出向等による労働者のモチベーションを維持しつつ雇用維持を図る出向元と出向先双方の事業主を一体的に支援します。

人材確保対策コーナーにおいて、医療・介護・保育分野など雇用吸収力の高い分野でのマッチング支援を強化し、検証を踏まえた適切な訓練コースの設定及びデジタル分野での訓練コースの設定により円滑な労働移動の促進を図ります。

地方公共団体、経済団体及び各就職支援関係機関と連携し、ハローワークの専門相談員による女性、新規学卒者、非正規雇用労働者、就職氷河期世代、高齢者、障害者及び外国人などの就労及び就職の支援を行い、地域での多様な人材の活躍を促進します。

2 誰もが働きやすい職場づくり

新型コロナウイルス感染症は社会経済活動に多くの影響を及ぼしていますが、働き方を見直す大きな契機ともなっており、誰もが働きやすい職場づくりや安全で健康な職場づくりなどの働き方改革に取り組む事業場が増えています。

これからも働き方改革を推進し、特に中小企業・小規模事業者については、監督署の「労働時間相談・支援班」による説明会や個別訪問、「静岡働き方改革推進支援センター」と連携したセミナーや個別相談、「働き方・休み方改善コンサルタント」などによる専門家支援、「働き方改革推進支援助成金」をはじめとする各種助成金など、引き続き寄り添った相談・支援に取り組めます。

一方、違法な長時間労働の疑いや過重な労働が原因と考えられる過労死等の事案に対しては立入調査を徹底するなど引き続き厳正に対処します。

3 女性活躍・総合的なハラスメント対策の推進

男女ともに全ての労働者が仕事と生活を両立しながらキャリア形成を進められるよう、令和4年4月から段階的に施行される育児・介護休業法の改正内容について周知を図るとともに法の着実な履行確保に取り組めます。あわせて、「産後パパ育休制度」等男性の育児に資する制度について、あらゆる機会をとらえて周知を行うとともに、両立支援等助成金の活用等により男女とも仕事と育児が両立できる職場環境の整備を図ります。

また、令和4年4月より改正女性活躍推進法に基づく行動計画の策定等が中小企業にも拡大されたため、新たに義務化される事業主も含め着実な履行確保を図るとともに、えるぼし・プラチナえるぼし認定の取得促進の取組を行います。

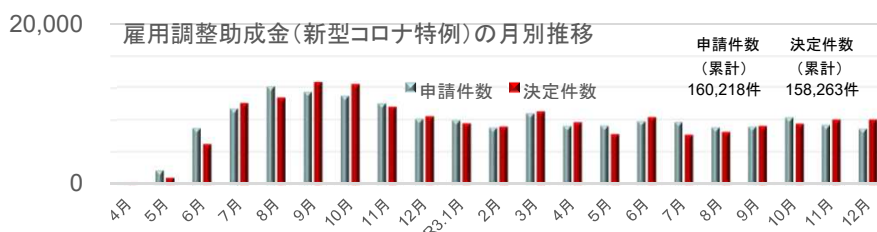
さらに、パワーハラスメント防止措置が令和4年4月より中小企業においても義務化されたことから、職場におけるパワーハラスメント及びセクシュアルハラスメント等の総合的なハラスメント対策を推進します。

雇用維持・労働移動等に向けた支援等及びデジタル化への対応

1 雇用の維持・在籍型出向の取組への支援

(1) 雇用調整助成金等による雇用維持の取組への支援

雇用調整助成金等により、引き続き休業のほか、教育訓練、出向を通じて雇用維持に取組む事業主を支援します。



(2) 産業雇用安定助成金等による在籍型出向の取組への支援

産業雇用安定助成金により、出向元と出向先双方の企業を一体的に支援するとともに、産業雇用安定センター等関係機関と連携し、在籍型出向を活用した雇用維持を促進します。

2 人手不足分野や地域間の円滑な労働移動の推進

(1) 人材確保対策コーナーでの支援の推進

医療・介護・保育分野など雇用吸収力の高い分野のマッチング支援を強化するため、ハローワーク静岡・浜松・沼津の「人材確保対策コーナー」を中心に、関係団体等と連携した人材確保支援の充実を図るとともに、特に、医療・福祉分野の潜在求職者の積極的な掘り起こし、求人者に対する求人充足に向けた条件緩和指導等により、重点的なマッチング支援を実施します。



ハローワーク静岡人材確保対策コーナー

(2) 地域のニーズを踏まえた職業訓練コースの設定

公的職業訓練について、地域の関係者が参画する協議会等において、これまで実施してきた訓練コースの実績等を踏まえた検証や見直し等を行い、地域のニーズをより適切に踏まえた訓練コースの設定を促進します。



CAD, NC加工科

(3) 雇用と福祉の連携による、離職者への介護・障害福祉分野への就職支援

新型コロナウイルス感染症の影響による離職者の再就職や、介護・障害福祉分野における人材確保のため、ハローワーク、訓練機関と福祉人材センターとの連携強化による就職支援に加え職場見学・職場体験を組み込んだ介護・障害福祉分野の職業訓練を拡充して就職支援を実施します。

(4) 地域雇用の課題に対応し良質な雇用の実現を図る都道府県の取組等の支援

「雇用対策協定」の締結を更に推進することにより、国と地方自治体が一層連携して地域の実情に応じた雇用対策を行うとともに、希望する地方自治体においては、その地方自治体が行う業務と国が行う無料職業紹介業務とをワンストップで一体的に実施します。

また、静岡県が地域の課題に対応するために実施する、地域雇用を再生するための事業主の事業転換や求職者のキャリアチェンジ等の取組、成長分野や人材不足分野における魅力ある雇用の確保や就職促進等の取組などを支援することにより、良質な雇用の実現等を図ります。

3 デジタル化の推進

(1) デジタル分野における新たなスキルの習慣による円滑な再就職支援

訓練実施機関に対する訓練委託費等の上乗せによるデジタル分野の訓練コースの拡充を図るとともに、デジタル分野の公的職業訓練の受講者を増やし、訓練期間中から訓練終了後までのきめ細かな伴走型支援により、デジタル分野における再就職の実現を図ります。

(2) ハローワークの職業紹介業務のオンライン・デジタル化の推進



浜松新卒応援ハローワーク オンライン相談

静岡及び浜松新卒応援ハローワークにおける学生を中心としたオンラインによる職業相談の推進、各ハローワークにおける子育て中の女性等やがん等の長期にわたる治療が必要な方等を対象としたオンライン職業相談の体制を整備します。

また、ホームページや動画、SNSによる情報発信を強化し、今までハローワークを利用したことのない方のオンライン登録を進めるなど新規利用者への就職支援を強化します。

多様な人材の活躍促進

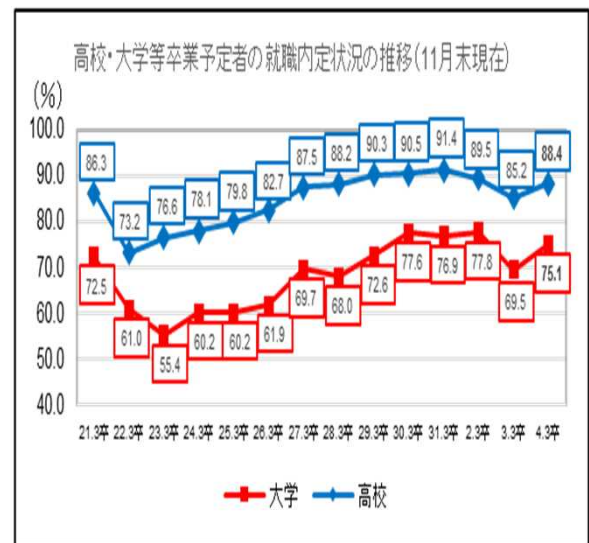
1 新規学卒者等への就職支援

第二の就職氷河期世代をつくらぬよう、静岡・浜松新卒応援ハローワーク等に配置された就職支援ナビゲーターが担当者制により個別支援を実施し、学生等への就職支援を強化します。企業説明会や就職面接会は、対面式に加えオンラインでの開催を積極的に行います。

若者の採用と育成に積極的で雇用管理の状況が優良である企業を認定する「ユースエール認定企業制度」の普及拡大及び情報発信に取組み、求職中の若者とのマッチング向上を図ります。



ホームページ



2 治療と仕事の両立支援

ハローワークでは、がん等の長期にわたる治療等が必要な疾病に罹患した求職者に対し、担当者制予約制による職業相談やがん診療連携拠点病院での出張職業相談、治療と両立できる求人の開拓などを行います。

また、「静岡県地域両立支援推進チーム」において、両立支援制度及び両立支援コーディネーターの役割等について広く県民の理解を得る手法を検討します。

事業場における治療と仕事の
両立支援のためのガイドライン



3 非正規雇用労働者等へのマッチングやステップアップ支援

(1) ハローワークの就職支援ナビゲーターによる求職者の状況に応じたきめ細かな担当者制支援

非正規雇用労働者等で早期再就職を希望しつつも就職活動のプロセスに問題を抱える方、業種間・職種間での移動による再就職を希望する方など支援の必要性が高い求職者に対し、就職支援ナビゲーターが予約制で専任の担当者となり、個々のニーズを踏まえたキャリアコンサルティング及び面接トレーニング等について計画的で一貫した支援を行い、2～3ヶ月間での再就職の実現を目指します。

(2) 同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等

パートタイム・有期雇用労働法の年間を通じた報告徴収等を行い、法の着実な履行確保を図るとともに、オンラインを活用した相談会を企画する等により、法及び「同一労働同一賃金ガイドライン」等の周知徹底を図ります。

また、派遣労働者の公正な待遇確保の推進を図るため、待遇確保措置に係る労使協定の締結手続や内容の確認等を行い、不適正な事案に対しては必要な指導を実施します。

併せて、「静岡働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口におけるきめ細やかな相談支援等により中小企業事業主に対する支援を行います。

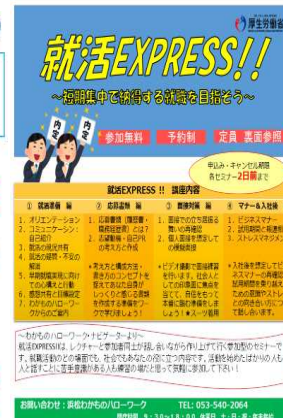
(3) 求職者支援制度による再就職支援

新型コロナウイルス感染症の影響により、やむを得ず離職した方の再就職を促進するため、就職に必要な技能及び知識を習得するための求職者支援制度の積極的な周知・広報により制度の活用を推進します。



(4) フリーターへの就職支援

フリーターを対象に、浜松わかものハローワーク等に配置された就職支援ナビゲーターによる就労支援、各種セミナーの開催、個別求人開拓、就職後の定着支援の実施など、きめ細かな個別支援を通じて正社員就職を支援します。



(5) 離職者を試行雇用する事業主への支援

就労経験のない職業へ就くことを希望する者を一定期間試行雇用する事業主に対し、試行雇用期間中の賃金の一部を助成するトライアル雇用助成金の活用促進を図ります。

(6) 地方公共団体と連携したハローワークにおける生活困窮者等に対する就労支援

生活保護受給者や生活困窮者等の就労による自立を促進するため、地方公共団体との協定等に基づき、福祉事務所等への巡回相談や福祉事務所に併設されたハローワークコーナー（浜松市・静岡市）と地方公共団体とが一体となって、早期かつきめ細かな就労支援を実施します。



浜松市ジョブサポートセンター（市庁舎内）

(7) 派遣労働者の雇用の安定に向けた支援

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による労働者派遣契約の解除や不更新による派遣労働者の解雇・雇止め事案の把握に努め、厳正な指導監督を実施するとともに、派遣元事業主に対し、雇用調整助成金等を活用した派遣労働者の雇用維持に取り組むよう働きかけを行います。

また、いわゆる偽装請負等の労働者派遣法違反については、あらゆる機会を通じて情報の把握に努めるとともに、不適正な事案に対しては速やかに是正指導を実施します。

4 就職氷河期世代の活躍支援

(1) ハローワークの専門窓口における専門担当者のチーム制による就職相談、職業紹介、職場定着までの一貫した伴走型支援

ハローワーク静岡・浜松のミドル・チャレンジコーナーにおいては専門担当者によるチームにより、個別の支援計画に基づいた、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、必要な能力開発施策へのあっせん、適性・能力等を踏まえた求人開拓、就職後の定着支援などを計画的かつ総合的に実施します。企業に対しては正社員での雇い入れや一定期間の試用雇用に係る助成金等の活用を促進しつつ、求人開拓等を集中的に実施します。



ハローワーク浜松ミドルチャレンジコーナー



また、しずおか就職氷河期世代活躍支援プラットフォームを通じた支援策の周知・広報等に取り組みます。

(2) 地域若者サポートステーションを通じた継続的な支援

就職氷河期世代も含め、就労に当たって課題を有する無業者の方々に対し、地域若者サポートステーションにおいて、地方公共団体等と連携しながら、職業的自立に向けた継続的な支援を推進します。

(3) 短期間で取得でき安定就労に有効な資格等の取得支援

厚生労働省は、正社員就職を支援するため、業界団体と連携した、短期間で取得でき安定就労につながる資格等の習得を目指す職業訓練「短期資格等習得コース」事業を実施します。資格等の取得と職場体験等とを組み合わせ、正社員就職を出口一体型で支援します。

5 高齢者の就労・社会参加の促進

(1) 70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備や高年齢労働者の処遇改善を行う企業への支援

70歳までの就業機会の確保を事業主の努力義務とする改正高年齢者雇用安定法について事業主への周知・啓発を図ります。

また、高齢・障害・求職者雇用支援機構と連携し、65歳を超える定年引き上げや継続雇用制度の導入等を行う企業、60歳から64歳までの高年齢労働者の処遇改善を行う企業への支援を行うとともに、65歳超雇用推進プランナー等による提案型の相談・援助による支援を行います。

60・65歳以上の常用労働者数(31人以上規模企業)



(2) ハローワークにおける生涯現役支援窓口などでのマッチング支援

65歳以上の再就職支援に重点的に取り組むため、県内11か所のハローワークに設置する「生涯現役支援窓口」を中心に、高年齢者の多様なニーズを踏まえたきめ細かな職業生活の再設計や生涯現役支援チームによる効果的な職業相談・紹介によるマッチング支援を行います。

(3) 地域における多様な就業機会の確保(シルバー人材センターへの誘導)

高年齢者の多様なニーズに対応した就業機会を確保するため、ハローワークの生涯現役支援窓口において、臨時かつ短期又は軽易な就労を希望する高年齢者をシルバー人材センターへ誘導します。

6 障害者の就労促進

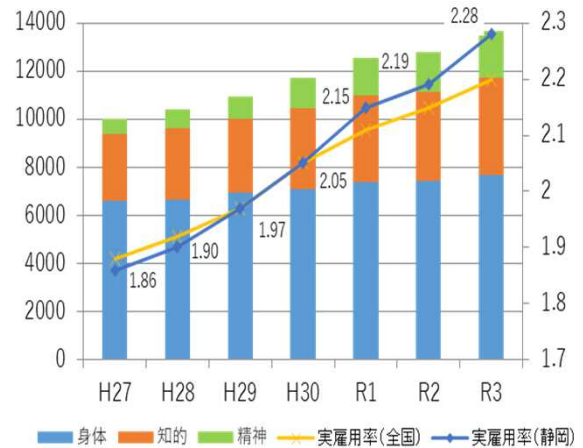
(1) 中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等

ハローワークは、労働局が委託する障害者就業・生活支援センター等の地域の関係機関と連携し、特に、障害者の雇用経験や雇用ノウハウが不足している障害者雇用ゼロ企業等に対して、採用の準備段階から採用後の職場定着まで一貫したチーム支援等を実施し、中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等の強化を図ります。

特に精神障害者、発達障害者、難病患者である求職者に対して、ハローワークに専門の担当者を配置し多様な障害特性に対応した就労支援を推進します。



○民間企業の雇用障害者数・実雇用率の推移



(2) 公務部門における障害者の雇用促進・定着支援

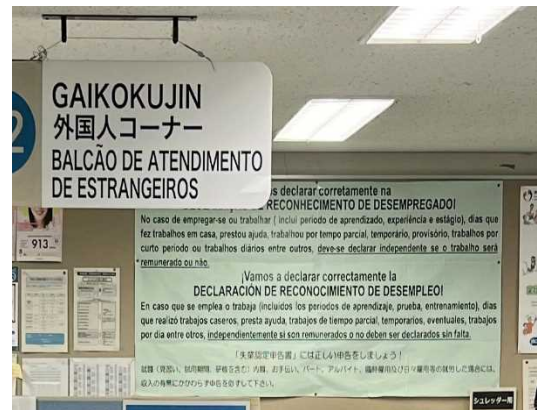
公務部門において雇用される障害者の雇用促進・定着支援を引き続き推進するため、県内の2つのハローワークに職場適応支援者を配置し、障害特性に応じた個別支援、障害に対する理解促進のための研修等を行います。

7 外国人に対する支援

(1) 外国人求職者に対する就職支援

ハローワークの外国人雇用サービスコーナー(県内14か所)を中心に、相談員や通訳員の配置、多言語コンタクトセンター(電話通訳)や多言語音声翻訳機の活用など、相談体制を整備し、個々の状況に応じたきめ細かな再就職支援を行います。

また、日系人等の定住外国人に対する支援として、職場における日本語コミュニケーション能力の向上等を目的とした「外国人就労・定着支援研修」を実施し、安定的な就職・職場定着の促進を図ります。



外国人雇用サービスコーナー

(2) 外国人労働者の適正な雇用管理に関する指導等

事業所訪問等による雇用管理状況の確認、改善のための助言・援助等を行うとともに、雇用維持のための相談・支援等を実施します。

また、ハローワークに外国人雇用管理アドバイザー(社会保険労務士や行政書士等へ委嘱)を配置し、外国人労働者を雇用する事業主からの様々な相談(雇用管理に関することや職業生活上の問題など)に対して、専門的な援助を行います。



在留資格別外国人労働者数の推移(令和2年10月末現在)

誰もが働きやすい職場づくりと安全で健康な職場づくり

1 柔軟な働き方がしやすい環境整備と長時間労働の抑制

(1) 柔軟な働き方がしやすい環境整備

情報通信技術を活用した働き方や副業・兼業での働き方が広がる中、雇用型テレワークについては、労働者が安心して働くことのできる「良質なテレワーク」の導入・実施を進めていくため、「テレワークの適正な導入及び実施の推進のためのガイドライン」の周知やテレワーク相談センターの紹介を行うとともに、テレワークや副業・兼業等柔軟な働き方について、労働基準法や各種ガイドラインに基づく適正な労務管理の周知啓発に取り組みます。

○ ガイドラインについての詳細は下記ホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/shigo-to/guideline.html



(2) 中小企業・小規模事業者等に対する支援

働き方改革関連法をはじめとした法令や労務管理について、中小事業者等に対して「静岡働き方改革推進支援センター」による相談支援、労働基準監督署の「労働時間相談・支援班」による訪問支援など、きめ細やかな相談・支援等を行います。

また、「しわ寄せ防止キャンペーン月間」に集中的な周知啓発に取り組み、社会全体の機運の醸成を図ります。

(3) 長時間労働の抑制に向けた立入調査等の実施

時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場及び長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対する立入調査を引き続き実施します。

自動車運転者については、違法な長時間労働等が疑われる事業場対し的確に監督指導を実施する等、必要な対応を行います。また、地方運輸機関との相互通報制度を確実に運用するとともに、効果的な監督指導を実施するため、地方運輸機関と協議の上、合同監督・監査を行います。

また、運送業について、県トラック協会と連携し、改正労基法等に関する説明会を開催し、関係事業者に対する「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」の周知を行います。

建設業 働き方改革リーフレット

県内の建設業事業主のみならずへ

働き方改革は進んでいますか？
改正労基法の適用猶予が順次廃止されます

建設現場も働き方改革@静岡

Point 1 建設業においても時間外労働の上限について
一般則が適用されます（罰則付き）

2019（平成31）年4月1日に施行された改正労働基準法が5年の猶予を経て、
2024（令和6）年4月1日から建設業にも一般則が適用されます。

建設事業	～2024（令和6）年3月31日	2024（令和6）年4月1日～
（この事業における交通誘導業務の業務を含む）	上限規制は適用されない。	・災害の復旧・復興の事業を除き、 上限規制をすべて適用。 ・災害の復旧・復興の事業の場合は、時間外・休日労働について「月100時間未満/2～6か月平均80時間以内」の規制が適用されない。

適用が猶予されていた建設業ですが
今ここに変わります
→ 働き方改革を推進して
時間外・休日労働の削減に
取り組みましょう！！

	協定時間の上限	実労働時間の上限
原則	1か月 45時間 （一年変形制の場合42時間）かつ 1年 360時間 （一年変形制の場合320時間） * 時間外労働のみ	絶対的・上限 一般の36協定による場合であっても、特別条項付き協定による場合であっても、絶対に守らなければならない実労働時間の上限規制
例外 （特別条項付き協定に該当する事業場）	当該事業場における通常見ることのできない業務量の大幅な増加等臨時に限度時間を超過して労働させる必要がある場合 ① 1年720時間（* 時間外労働のみ） ② 1月100時間未満（* 時間外労働+休日労働） ③ 限度時間である月45時間（一年変形制の場合年42時間）を上回る回数は年6回まで	時間外労働+休日労働が ■ 当月で100時間未満 ■ 2～6か月平均で80時間以内

Point 2 時間外労働の割増賃金率が変わります

	60時間以下	60時間超	中小企業の猶予措置が 2023（令和5）年4月1日 に廃止されます。
現行の割増率	大企業 25% 中小企業 25%	大企業 50% 中小企業 25%	60時間を超えた時間外労働に対し、 中小企業も5割以上の割増賃金を支払わねばなりません。
改正後の割増率	大企業 25% 中小企業 25%	大企業 50% 中小企業 50%	割増率不足は 違法反となります

厚生労働省 静岡労働局 労働基準監督署

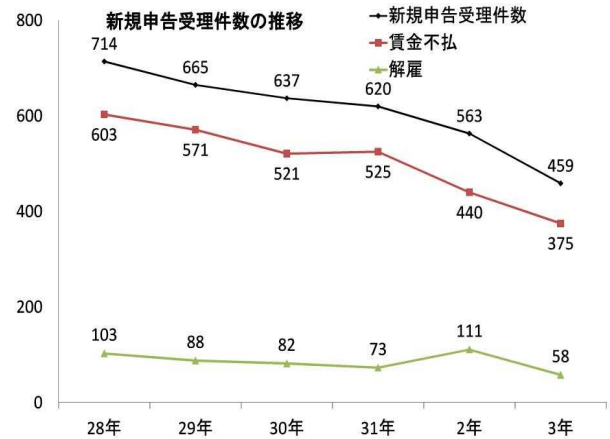
2 労働条件確保・改善

(1) 法定労働条件の確保等

引き続き労働基準法等の遵守の徹底を図るとともに、重大又は悪質な事案に対しては、司法処分も含め厳正に対処します。

また、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に基づく労働時間管理や賃金不払残業の是正の指導を行います。

企業倒産に伴い賃金の支払を受けられないまま退職した労働者の救済を図るため、未払賃金立替払制度を迅速かつ適正に運用します。



(2) 「労災かくし」の排除

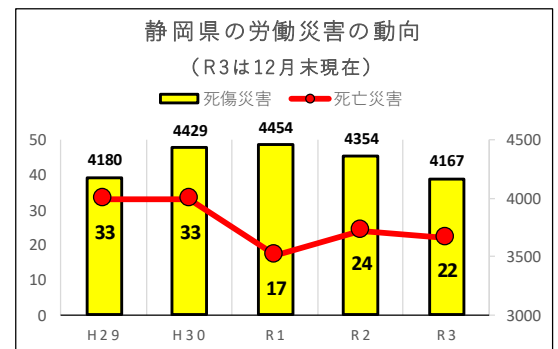
重大な犯罪である「労災かくし」を排除するため、引き続き、その防止に向けた周知・啓発を図るとともに、「労災かくし」が明らかになった場合には、司法処分を含め厳正に対処します。

3 労働者の健康と安全の確保

第13次労働災害防止推進計画の推進

(1) 死傷者数の削減対策

第13次労働災害防止推進計画が令和4年度で最終年度を迎えることから、目標達成に向けて災害防止対策を推進します。特に死傷災害を大きく減少させるため、製造業、建設業、陸上貨物運送業、小売業、社会福祉施設、飲食業に対する取り組みを確実にしつつ、業種横断的に災害が増加している転倒災害の防止に取り組みます。

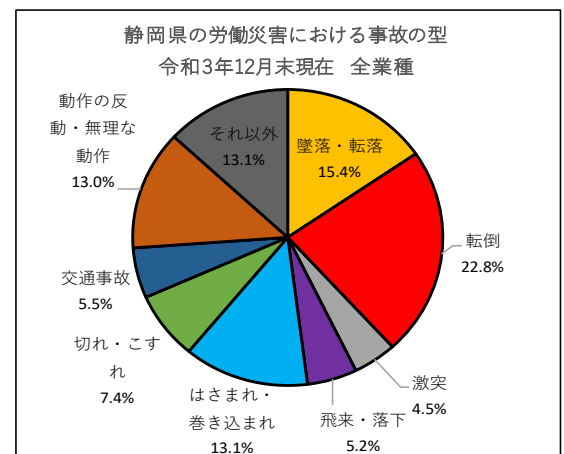


(2) +Safe協議会、+Safe育成支援

特に転倒や腰痛といった行動災害が多いことに着目し、小売業と介護施設の2分野について管内トップ企業を主な構成員とする「+Safe協議会」を新たに立ち上げ、また、「+Safe育成支援」に取り組みます。

(3) 「過労死等ゼロ」緊急対策を踏まえたメンタルヘルス対策の推進

第13次労働災害防止推進計画と相まって、ストレスチェックの適正な実施、ストレスチェック時の集団分析の実施を推進するため、個別指導や集団指導を行い、その必要性を周知していきます。



4 迅速かつ公正な労災保険の給付

(1) 新型コロナウイルス感染症に係る的確な労災補償の実施

新型コロナウイルス感染症に係る労災補償については、「新型コロナウイルス感染症の労災補償における取扱い」に基づき迅速かつ的確な調査及び決定を行います。

また、労働者等から相談があった場合には懇切丁寧に対応するとともに、集団感染が発生した事業場が確認された場合等においては、必要に応じ、事業場などに対し労働者への請求勧奨の実施について積極的に依頼を行います。

	令和2年度	令和3年度 (3.12.31まで)
請求件数	126	277
決定件数	126	229
うち支給件数	126	228

(2) 過労死等事案、石綿関連疾患に係る的確な労災認定

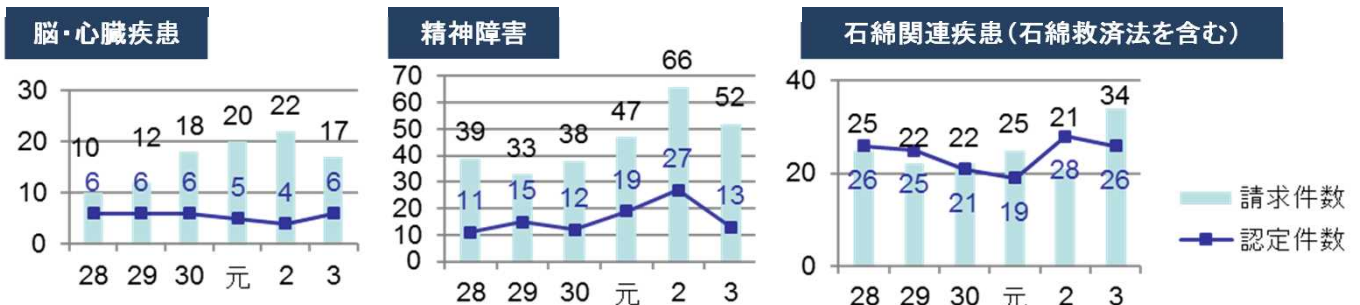
脳・心臓疾患事案及び精神障害事案については、脳心臓疾患の労災認定基準の改正を踏まえ、これに基づく的確な処理を徹底します。

また、石綿関連疾患事案についても、認定基準等に基づく的確な処理を徹底するとともに、補償(救済)制度の周知を図ります。

被災された労働者や遺族等相談者へ懇切・丁寧な対応に取り組むとともに、外国人労働者からの労災請求も適切に行われるよう外国語パンフレット等を活用して制度の周知等に努めます。

さらに、令和2年度より新たな制度として労災保険法に加わった、複数事業労働者への保険給付についても、パンフレット等を活用して制度の周知を図るとともに引き続き的確な処理を徹底します。

(過労死等事案、石綿関連疾患の請求・認定状況)



5 最低賃金・賃金引上げに向けた環境整備

(1) 最低賃金制度の適切な運営

最低賃金の改定について、使用者団体、労働者団体及び地方公共団体等の協力を得て、県内に幅広く周知し、履行確保を図るとともに、問題があると考えられる業種等を重点に監督指導等を行います。

最低賃金の種類		金額 (時間額)
静岡県最低賃金		913円 (R3.10.2効力発生)
特定 (産業別) 最低賃金	タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業	915円
	鉄鋼、非鉄金属製造業	954円
	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業	970円
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	939円

特定(産業別)最低賃金 R3.12.20効力発生

(2) 最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上等の推進

最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者の生産性向上の支援を図るため、業務改善助成金の活用、「静岡働き方改革推進支援センター」による相談等支援事業について、周知を積極的に行い、円滑な実施を図ります。

また、中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、最低賃金・賃金支払の徹底と賃金引上げに向けた環境整備等に取り組めます。

1 女性活躍・男性の育児休業取得の推進

(1) 男性の育児休業取得の促進をはじめとする仕事と家庭の両立支援の推進

令和4年4月から段階的に施行される改正育児・介護休業法について周知を図るとともに、施行後は法の着実な定着に向け、育児休業等制度の規定整備等履行確保のため必要な指導等を行います。

あわせて、「産後パパ育休制度」等男性の育児に資する制度についてあらゆる機会をとらえて周知を行うとともに、両立支援等助成金の活用等により男性の育休取得促進など事業主の両立支援への取組を促します。

また、育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いが疑われる事案を把握した場合には、事業主に対する積極的な指導等を行います。

(2) 次世代育成支援対策の推進

次世代育成支援対策推進法に基づく取組の履行を確保するとともに、子育てサポート企業として厚生労働大臣が認定する「くるみん」・「プラチナくるみん」、新たな「くるみん」(「トライくるみん」)を積極的に周知し、認定の取得促進に向けた働きかけを積極的に行います。



(3) マザーズハローワーク等による子育て中の女性等に対する就職支援

子育て中の就職を希望する女性等を対象にマザーズハローワーク等において、担当者制によるきめ細かな支援を実施するとともに、仕事と子育ての両立がしやすい求人の確保、保育所・子育て支援サービス情報の提供等を行います。



マザーズハローワーク静岡



マザーズハローワーク



キッズコーナー

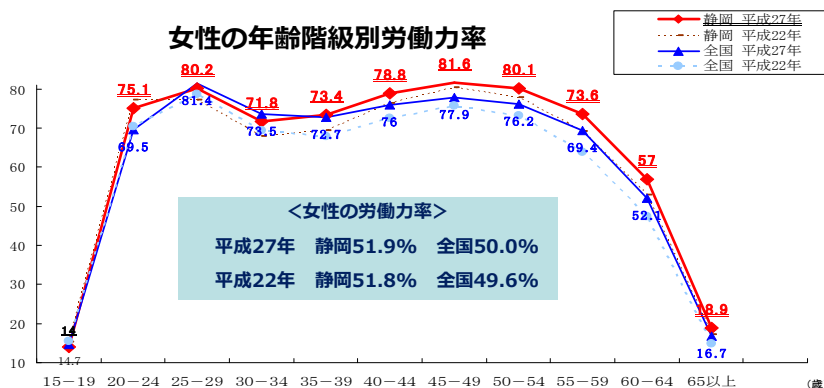
(4) 女性活躍推進法の履行確保等

令和4年4月より改正女性活躍推進法に基づく行動計画の策定や情報公表の義務が常用労働者数101人以上の事業主に拡大されたこと等を踏まえ、新たに義務化される事業主も含め、行動計画の策定・届出等の履行確保を図ります。

また、女性の活躍に関する取組の実施状況が優良な企業として厚生労働大臣が認定する「えるぼし」認定・「プラチナえるぼし」認定の取得促進を図ります。



女性活躍推進認定マーク「プラチナえるぼし」



※労働力率…15歳以上人口(労働力状態「不詳」を除く)に占める労働力人口の割合
総務省「国勢調査」



女性活躍推進認定マーク「えるぼし」

(5) 男女の均等な機会及び待遇の確保対策の推進

募集・採用、配置・昇進等において、性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるよう、男女雇用機会均等法の周知を行うとともに、違反企業に対しては行政指導を行います。

2 総合的なハラスメント対策の推進

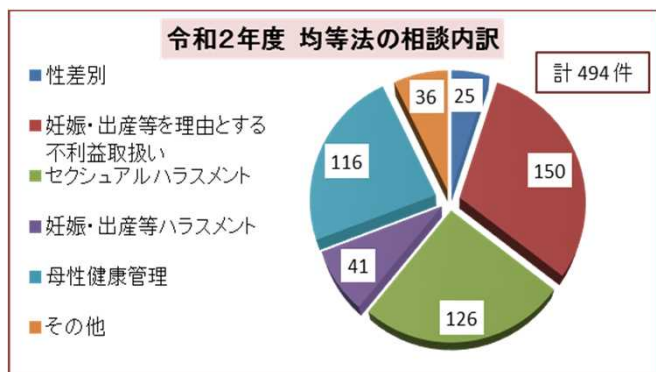
(1) 職場におけるハラスメント対策の実施

令和4年4月から中小企業事業主においてもパワーハラスメント防止措置が義務付けられたことを踏まえ、パワーハラスメント及びセクシュアルハラスメント等職場におけるハラスメント防止措置について周知徹底を図るとともに、年間を通じて計画的に指導を行い、法の履行確保を図ります。

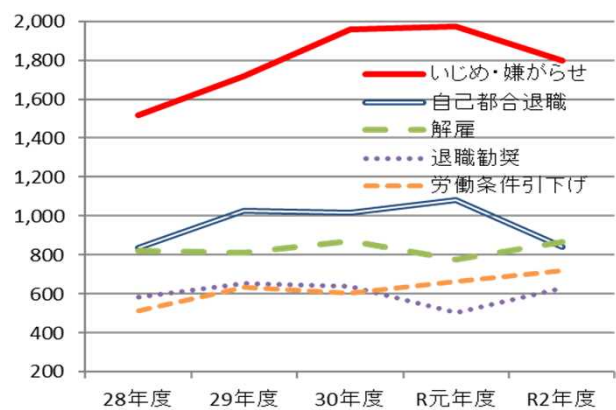
(2) 職場におけるハラスメント等への周知啓発の実施等

「ハラスメント撲滅月間」(12月)を中心に集中的な広報等を行い、職場におけるハラスメント撲滅の機運向上のための取組を行います。

また、就職活動中の学生等に対するハラスメントについては、事業主に対してハラスメント防止指針に基づく「望ましい取組」の周知徹底を図るとともに、カスタマーハラスメントについては、対策マニュアルを活用して防止対策を促進します。



民事上の個別労働紛争の主な相談内容別の件数推移



(3) 労働関係紛争の早期解決の促進

労働局及び労働基準監督署に設置された「総合労働相談コーナー」において、労働問題に関するあらゆる相談にワンストップで対応します。

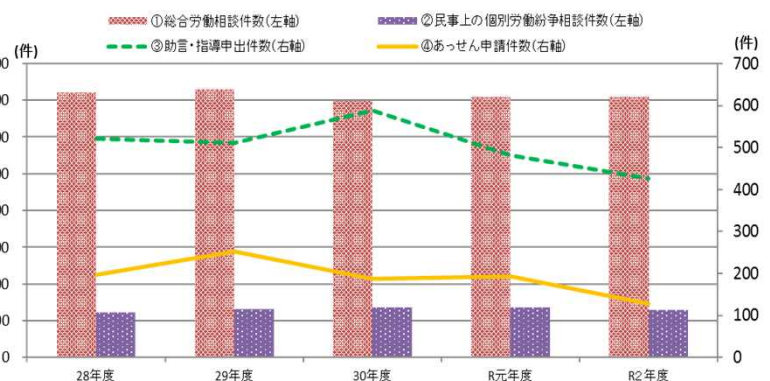
労働局長による助言・指導については、効果的に実施するとともに、紛争調整委員会によるあっせんの迅速な対応により、個別労働紛争の適切かつ迅速な解決を図ります。

総合労働相談、助言・指導申出、あっせん申請等件数の推移

紛争調整委員会によるあっせんの様子 (イメージ)



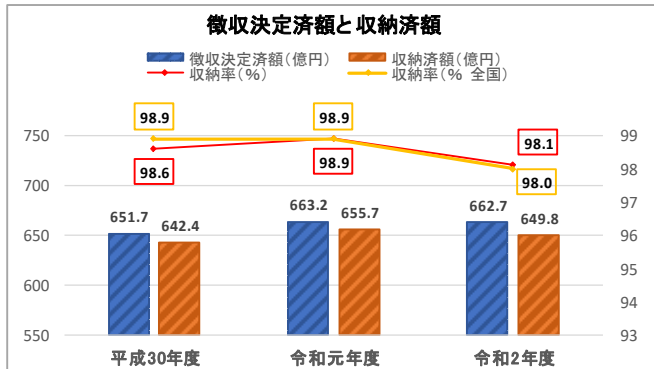
写真手前が紛争調整委員、奥が紛争当事者(労働者)、左が事務局



労働保険適用徴収業務の適正な運営

1 労働保険料の適正徴収等

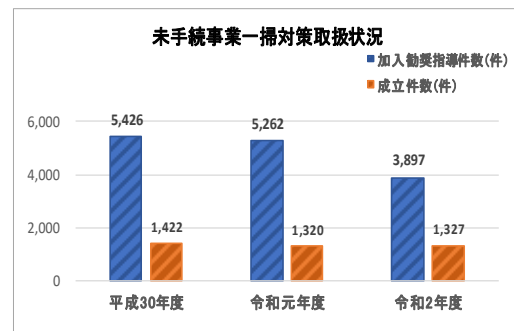
- (1) 事業主に対し、労働保険制度に対する理解を促し、法令に基づく労働保険料を申告・納付するよう適切な指導を行います。
- (2) 保険料収納率の向上を図るため、滞納整理、納付督促等の徴収業務に積極的に取り組み、滞納事業主に対する財産差押え等、効果的かつ実効ある滞納整理を実施します。
- (3) 法定納期限における確実な納付や、収納事務の負担軽減につながる口座振替納付制度について、より一層の周知を図り、利用促進に取り組みます。



2 労働保険未手続事業一掃対策の推進

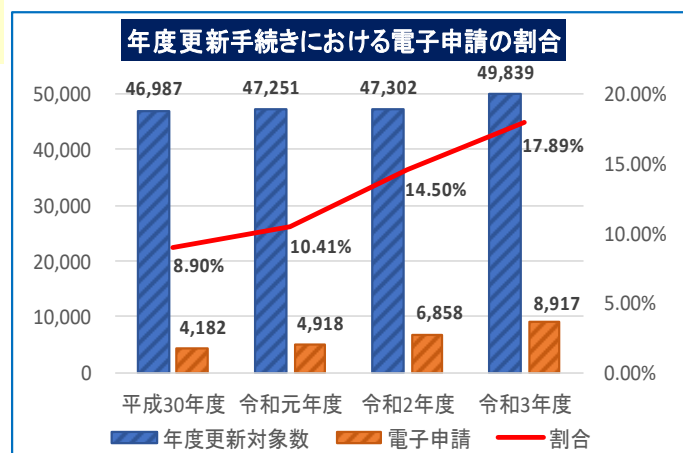
- (1) 労働者を雇用する全ての事業主の労働保険加入を最重要課題とし、労働保険料の公平な負担を図るため、加入勧奨及び手続指導等について、局、署、所、各関係行政機関等及び労働保険未手続事業一掃業務の受託者との連携を強化し、積極的に労働保険の加入促進を図ります。

- (2) 他の行政機関等との連携を密にして、再三の勧奨・指導等を行っても加入しない事業所には、職権による保険成立手続、保険料の認定決定等、強力に加入促進業務を実施します。



3 電子申請の一層の利用促進

ポストコロナに向け、労働保険の成立、申告等の手続きの電子申請の利用について、あらゆる機会を捉えて周知し、電子申請の一層の利用促進を図ります。



静岡労働局・労働基準監督署・公共職業安定所(ハローワーク)一覧

静岡労働局

令和4年3月1日現在

	所 在 地	電 話 番 号
総 務 部	〒420-8639 静岡市葵区追手町9-50	静岡地方合同庁舎3階 054-254-6312
労働基準部		054-254-6313
雇用環境・均等室		静岡地方合同庁舎5階 054-252-5310
職業安定部		054-271-9960

労働基準監督署

	所 在 地	電 話 番 号
三島労働基準監督署	〒411-0033 三島市文教町1-3-112	三島労働総合庁舎3階 055-986-9100
(下田駐在事務所)	〒415-0036 下田市西本郷2-5-33	下田地方合同庁舎1階 (0558-22-0649)
沼津労働基準監督署	〒410-0831 沼津市市場町9-1	沼津合同庁舎4階 055-933-5830
富士労働基準監督署	〒417-0041 富士市御幸町13-28	0545-51-2255
静岡労働基準監督署	〒420-0858 静岡市葵区伝馬町24-2	相川伝馬町ビル2階・3階 054-252-8165
島田労働基準監督署	〒427-8508 島田市本通1丁目4677-4	島田労働総合庁舎3階 0547-37-3148
磐田労働基準監督署	〒438-8585 磐田市見付3599-6	磐田地方合同庁舎4階 0538-32-2205
浜松労働基準監督署	〒430-8639 浜松市中区中央1-12-4	浜松合同庁舎8階 053-456-8151

公共職業安定所(ハローワーク)

	所 在 地	電 話 番 号
下田公共職業安定所	〒415-8509 下田市4-5-26	0558-22-0288
三島公共職業安定所	〒411-0033 三島市文教町1-3-112	三島労働総合庁舎1階 055-980-1300
三島公共職業安定所 伊東出張所	〒414-0046 伊東市大原1-5-15	0557-37-2605
沼津公共職業安定所	〒410-0831 沼津市市場町9-1	沼津合同庁舎1階・3階 055-931-0145
沼津公共職業安定所 御殿場出張所	〒412-0039 御殿場市かまど字水道1111	0550-82-0540
富士公共職業安定所	〒417-8609 富士市南町1-4	0545-51-2151
富士宮公共職業安定所	〒418-0031 富士宮市神田川町14-3	0544-26-3128
清水公共職業安定所	〒424-0825 静岡市清水区松原町2-15	清水合同庁舎1階 054-351-8609
静岡公共職業安定所	〒422-8045 静岡市駿河区西島235-1	054-238-8609
焼津公共職業安定所	〒425-0028 焼津市駅北1-6-22	054-628-5155
島田公共職業安定所	〒427-8509 島田市本通1丁目4677-4	島田労働総合庁舎1階 0547-36-8609
島田公共職業安定所 榛原出張所	〒421-0421 牧之原市細江4138-1	0548-22-0148
掛川公共職業安定所	〒436-0073 掛川市金城71	0537-22-4185
磐田公共職業安定所	〒438-0086 磐田市見付3599-6	磐田地方合同庁舎1階 0538-32-6181
浜松公共職業安定所	〒432-8537 浜松市中区浅田町50-2	053-541-8609
浜松公共職業安定所 細江出張所	〒431-1302 浜松市北区細江町広岡312-3	053-522-0165
浜松公共職業安定所 浜北出張所	〒434-0037 浜松市浜北区沼269-1	053-584-2233